

令和4年度 豊田地域交流拠点施設基本計画策定業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 令和4年度 豊田地域交流拠点施設基本計画策定業務（以下「本業務」という。）に係る仕様を以下に定める。

(業務の期間)

第2条 委託業務の期間は、契約日の翌日から令和5年3月31日までとする。

(成果品の帰属)

第3条 本業務において収集した内容は全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(その他)

第4条 受託者は、委託者と連絡を密にし、十分協議の上、委託者の指示に従わなければならない。また、本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

第2章 業務内容

(業務目的)

第5条 豊田地域交流拠点施設基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、豊田地域交流拠点施設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に伴う業務を行うものとする。

(業務内容)

第6条 業務内容は以下のとおりとする。

1. 導入機能及び施設規模の検討

基本構想到に記載されている導入機能の基本方針を基に、必要な施設規模、形態について検討する。なお、検討にあたっては以下の点について特に検証を行うこと。

- ①令和5年度に計画している造成工事および設計業務に対応できる内容を有すること。
- ②子育て支援施設として、焼津市内における相談員・子育てコンシェルジュの常駐する子育て支援センターの設置について検証を行い、適切な規模及び配置を計画で示すこと。
- ③経済産業省資源エネルギー庁が定義するゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の評価のうち、ZEB Readyに適合するよう構造・設備についての検証を行い、委託者と協議の上、最も効果的な内容を示すこと。なお、ZEBについては、導入にあたり、必要なイニシャルコストのほか、削減できるランニングコストについて根拠をもとに示すこと。

2. 配置計画の検討

施設規模を考慮し、ゾーニングや導線等を踏まえた配置計画の検討をする。また、配置計画を踏まえ、施設イメージの検討・提案も行う。

3. 整備・管理運営手法の検討

民間活力導入の可能性も含めて想定される事業手法を整理し、検討・提案すること。また、整備にあたって必要となる各種法令許可資料やインフラの整備状況（周辺の道路及び水路）を整理し、本事業において想定される整備手法や管理運営手法について、その特徴や実現に向けた課題等を検討すること。

4. 概算事業費及び整備事業全体のスケジュール

施設の規模及び施設配置計画等の検討を踏まえ、概算事業費を算出すること。また、本事業全体の整備スケジュール（工程表）を策定し、詳細な検討を行う。

5. 基本計画（案）の策定

上記条件を検討した結果を整理し、事務局との打合せや各種会議での協議・調整を踏まえて基本計画（案）として策定すること。また、基本計画（案）をまとめるにあたり、検討した資料等は別途資料としてまとめること。

6. 地元説明会の実施支援

基本計画（案）がほぼ確定した段階で行う地元説明会において、実施に関するシエン、意見への対応案の作成、計画への反映などを行うこと。

7. 概要版の作成

基本計画を踏まえ、内容を要約した概要版を作成する。

第3章 成果品

（成果品）

第7条 成果品は、以下のとおりとする。なお、電子データについてはPDFファイル及び加筆修正ができる電子データファイルをCD-RまたはDVD-Rの媒体に記録し、市販ソフトウェア（Word、Excel等）にて、容易に閲覧及び印刷ができるものとする。

- ①基本計画 正本（A4）2部、副本（A4）2部
- ②基本計画概要版 正本（A4）2部、副本（A4）2部
- ③施設イメージ図 カラー（A3） 10部
- ④業務報告書 1部
- ⑤上記基本計画、概要版、施設イメージ図の電子データ 一式
- ⑥施設整備の概算事業費（設計費用、建設費用）を示したもの
- ⑦事業全体の整備スケジュール工程表
- ⑧調査の過程で収集した資料等